

IV ごみ処理

1. 概要

松戸市のごみ処理事業は、昭和50年代初期に第二清掃工場の建設に対して激しい反対運動を受けたことが一因となってごみの分別や資源の回収が推進されてきた。昭和53年4月には、従来の3分別収集を4分別収集（燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・粗大ごみ）に変更し、住民説明会などによる徹底したPR活動を実施した。また、住民が主体となった資源化を推進するため、かねてより一部地域において実施していた町会・自治会単位のリサイクル活動を市が支援することとし、ごみの減量・資源化に努力してきた。市が収集する資源ごみについても、昭和54年度に資源リサイクルセンターを設置して資源選別処理を実施している。分別収集は、昭和59年10月に有害ごみを加え、5分別収集となった。

昭和60年代に入るとごみの排出量がいちじるしく増加し、将来のごみ処理事業に危惧を感じさせるものとなった。このため平成2年4月「ごみを減らす課」を設置（平成8年度より、ごみを減らす係に変更）し、より一層ごみの減量、資源化の推進を図っている。

焼却処理は、クリーンセンターと和名ヶ谷クリーンセンターにより行っている。（六和クリーンセンターは平成14年11月廃止）

埋立処分は、清掃工場から排出される焼却灰を中心に、再利用が出来ない陶磁器・ガラス屑を埋立処分しているが、平成13年度から焼却灰の一部をエコセメントとして利用する取り組みを行っていたが、現在は放射性物質の影響により停止している。

また、従来、埋立処分をしていた廃プラスチック類は、平成5年1月から平成13年3月まで松戸市独自の取り組みとして民間企業と連携し、固形燃料としてのリサイクルを進めていた。

しかし、平成13年4月からは、分別区分を5分別から8分別に変更し、容器包装プラスチックとペットボトルの分別収集を開始して、固形燃料化によるリサイクルに変えて、新たに容器包装リサイクル法に基づいたルートでのプラスチックとペットボトルのリサイクルを行っている。更に、平成22年度からは、その他プラスチックの一部を民間に委託して資源化処理を実施している。

平成23年7月に分別の徹底及び作業の安全性の向上を図るため、家庭の燃やせるごみの収集について、従来の紙袋に加え、認定ポリ袋での収集も可能とする基準を導入した。

なお、松戸市は、市域の約73%が市街化され市内に最終処分場を確保することが困難な状況となっている。そのため、市では、最終処分する廃棄物量を極力減らすと共に、市外の民間最終処分場との共生を図っている。

※ 松戸市のごみ処理事業の特徴

- (1) 排出原単位 749.3g/日・人（平成26年度）、全国平均 958 g/日・人（平成25年度）
※原単位は市民一人が1日当りに排出するごみ量です。
 - (2) 資源リサイクル事業の早期開始と安定した資源回収の継続
 - (3) 8分別収集の徹底
 - (4) 高度な公害防止設備、地元還元施設など施設周辺対策の充実
 - (5) 容器包装リサイクル法に基づいたルートでのプラスチックとペットボトルのリサイクル実施
- ごみの分別内容（平成27年度）

分別区分	ごみの種類
燃やせるごみ	食品残さ、資源にならない紙類・布類（濡れたり、汚れのあるもの）、紙くず、紙おむつ、煙草の吸殻等、※草・樹木枝
陶磁器・ガラスなどのごみ	陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、大きなプラスチック製品類（30cm以上50cm未満のもの）
リサイクルするプラスチック	商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類
その他のプラスチックなどのごみ	プラスチック製品類（文具や日用品などそれ自体を利用するもの）、ゴム類、合成皮革製品類、「リサイクルするプラスチック」のうち汚れが付着しているもの
ペットボトル	飲料用・しょうゆ・酒・みりんのペットボトル
資源ごみ	紙類/ダンボール、新聞・チラシ、雑誌等 布類/衣類・毛布・シーツ・カーテン〔レースを含む〕（50cm未満にたたんでひもで縛るかポリ袋に「衣類」と明記して出す） びん・ガラス類/生きびん、化粧品のビン、カレット等 缶金属類/缶類、傘、自転車、 小型電気製品/扇風機、掃除機等 （粗大ごみの家電・金属製品類の指定品目を除く）
粗大ごみ	家具類、建具類、その他（50cm角以上のもの）、家電（家電リサイクル法対象品目を除く）・金属製品類の指定品目、布団類
有害などのごみ	乾電池、蛍光灯、体温計、ライター等

※草・樹木枝は、平成23年度8月より暫定的に資源ごみの日に収集しています。
傘は、平成27年4月より資源ごみの日に収集しています。
ライターは、平成27年4月より有害などのごみの日に収集しています。

※ ごみ処理基本計画

- ・ 策定経過 昭和63年度 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)
- 平成元年度 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) 一部変更
- 平成4年度 ごみ処理基本計画
- 平成9年度 ごみ処理基本計画
- 平成14年度 ごみ処理基本計画
- 平成19年度 ごみ処理基本計画
- 平成25年度 ごみ処理基本計画

○ごみ処理基本計画フレーム

◆ 目指すべき将来像

人が地球生態系の一員として、また市民・事業者及び市が協働して、資源の浪費とごみの排出を可能な限り少なくし、徹底した環境保全に努める社会(資源循環型社会)とします。

◆ 基本方針

「資源循環型社会」を構築していく上での基盤となる3R施策について、市民の発意と協働を基本として推進していきます。

また、最終的に排出されるごみについては、環境への負荷の低減に努めながら、適正に処理していくこととします。

◆ 計画期間

平成25年度(2013年度)から平成32年度(2020年度)までとします。

◆ 計画目標値

計画目標	計画年次(平成32年度)
原単位	740g/人・日
リサイクル率	30%以上
焼却処理量	106,000t以下/年
最終処分量	11,000t以下/年

※原単位は市民一人が1日当りに排出するごみ量です。